

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月12日

【四半期会計期間】 第59期第3四半期
(自平成28年8月1日至平成28年10月31日)

【会社名】 株式会社丹青社

【英訳名】 TANSEISHA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青田 嘉光

【本店の所在の場所】 東京都港区港南1丁目2番70号

【電話番号】 03(6455)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 山内 一大

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南1丁目2番70号

【電話番号】 03(6455)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 山内 一大

【縦覧に供する場所】 株式会社丹青社 関西支店
(大阪府大阪市北区堂山町3番3号)
株式会社丹青社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦3丁目25番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第3四半期 連結累計期間	第59期 第3四半期 連結累計期間	第58期
会計期間	自 平成27年2月1日 至 平成27年10月31日	自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日	自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日
売上高 (千円)	48,164,195	54,927,347	67,612,203
経常利益 (千円)	2,480,287	3,855,623	3,303,224
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	3,872,984	2,513,827	4,379,840
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	4,217,395	2,445,508	4,419,953
純資産額 (千円)	21,221,114	22,905,466	21,422,751
総資産額 (千円)	40,984,257	41,926,313	41,550,765
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	80.49	52.25	91.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	51.8	54.6	51.6

回次	第58期 第3四半期 連結会計期間	第59期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日	自 平成28年8月1日 至 平成28年10月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	42.69	12.02

(注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

5 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき1.5株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第58期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

「第2 事業の状況」に記載の売上高、受注高等の金額には、消費税等は含まれておりません。

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定、締結及び変更等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当グループが判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（平成28年2月1日～平成28年10月31日）におけるわが国経済は、景気に弱さもみられましたが、雇用・所得環境が改善傾向にあり、緩やかな回復基調が継続いたしました。

当ディスプレイ業界の事業環境につきましては、企業収益や設備投資の改善に足踏みがみられるものの、引き続き堅調に推移しました。

このような状況のもと当グループは、新たに策定した中期経営計画（平成28年1月期～平成30年1月期）に基づき、安定・確実な成長を持続させるとともに、優れた価値創出で他を圧倒することを目標に、事業活動を展開してまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は549億27百万円（前年同四半期比14.0%増）となり、営業利益は37億20百万円（前年同四半期比51.4%増）、経常利益は38億55百万円（前年同四半期比55.5%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は25億13百万円（前年同四半期比35.1%減）となりました。

なお、親会社株主に帰属する四半期純利益が減少した理由につきましては、前年同四半期に、旧本社の土地売却等に伴う固定資産売却益を37億27百万円計上したためであります。

また、当第3四半期連結累計期間の受注高は497億49百万円（前年同四半期比2.1%減）となりました。

報告セグメント等の業績は、次のとおりであります。

(a) 商業その他施設事業

商業その他施設事業においては、市場環境は引き続き堅調であり、特に観光関連投資の増加を受け、ホテルの新改装案件を多く手掛けたことに加え、大型ショールーム等を手掛けたこと等から、売上高、営業利益ともに前年同四半期を上回りました。

この結果、商業その他施設事業の売上高は325億44百万円（前年同四半期比11.1%増）、営業利益は17億56百万円（前年同四半期比10.6%増）となりました。

(b) チェーンストア事業

チェーンストア事業においては、アパレル分野、飲食店分野、その他専門店分野ともに堅調に推移し、また、習熟度の向上により収益性も向上したため、売上高、営業利益ともに前年同四半期を上回りました。

この結果、チェーンストア事業の売上高は133億37百万円（前年同四半期比22.8%増）、営業利益は10億25百万円（前年同四半期比157.5%増）となりました。

(c) 文化施設事業

文化施設事業においては、公共投資全体は底堅い動きとなっており、各種博物館の新改装案件を多く手掛けたことにより、売上高、営業利益ともに前年同四半期を上回りました。

この結果、文化施設事業の売上高は86億4百万円（前年同四半期比15.6%増）、営業利益は7億72百万円（前年同四半期比232.5%増）となりました。

(d) その他

その他においては、前年第1四半期に不動産の賃貸管理事業が終了した影響により、売上高、営業利益ともに前年同四半期を下回りました。

この結果、その他の売上高は4億40百万円（前年同四半期比23.7%減）、営業利益は1億48百万円（前年同四半期比37.2%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部の合計額は、前連結会計年度末に比べて0.9%増加し、419億26百万円となりました。これは、主に受取手形・完成工事未収入金等が18億41百万円、未成工事支出金等が9億58百万円それぞれ減少したものの、現金預金が11億98百万円、有価証券が19億99百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債の部の合計額は、前連結会計年度末に比べて5.5%減少し、190億20百万円となりました。これは、主に未払法人税等が6億36百万円増加したものの、短期借入金が7億90百万円、引当金が7億92百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産の部の合計額は、前連結会計年度末に比べて6.9%増加し、229億5百万円となりました。これは、主に剰余金の配当を9億62百万円行ったものの、親会社株主に帰属する四半期純利益を25億13百万円計上したため、利益剰余金が15億51百万円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、記載を省略しております。

(4) 対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、平成26年2月28日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の20%以上の取得行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）への対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、平成26年4月25日開催の第56回定時株主総会にて承認されました。その概要については、以下のとおりであります。

基本方針の内容

当グループは、「より良い空間創造を通じて豊かな社会と生活の実現に貢献する」ことを経営理念とし、人と人、人とモノ、人と情報が行き交う空間を「社会交流空間」ととらえ、空間やメディアを有効活用し、魅力ある「社会交流空間」の創造を事業として、創業以来発展を続けてまいりました。

現在では、百貨店・ショッピングセンター、各種専門店、博覧会や各種イベント、オフィス、ホテル、アミューズメント施設等を対象とした「商業その他施設事業」、ファストファッション店舗、ファストフード店舗、コンビニエンスストア等の全国にチェーン展開を行っている店舗施設を対象とした「チェーンストア事業」、博物館、美術館、企業ミュージアム等を対象とした「文化施設事業」、以上3つの事業分野においてディスプレイ業を展開しております。

さらに、商業施設の運営・管理等、ディスプレイ業に関連した事業を展開しており、あらゆる分野の空間づくりにおける調査・企画から設計、施工、運営・管理まで事業領域を拡大しております。

当グループは、事業領域を拡大する過程において、上記に掲げる事業分野の調査、研究、企画、設計、施工、監理及びこれらに関連する事業活動に関する経営ノウハウを着実に積み重ね、「空間づくりの問題解決力、実現力」を向上させるとともに、株主や従業員、さらには委託先、取引先等の各ステークホルダーとの間に、長期にわたり強固な信頼関係を構築してまいりました。

これら「空間づくりの問題解決力、実現力」及び「各ステークホルダーとの強固な信頼関係」は、当グループの中長期的な成長を支える基盤であり、まさに企業価値を生み出す源泉であると考えております。

当社取締役会としましては、当社が上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は最終的には株主の多数意見によって決定されるべきものと認識しており、会社の経営権の異動を伴うような提案をただちに否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為等を実施する者の中には、当グループの事業特性を十分に把握せず、上記に掲げる企業価値を生み出す源泉となる部分を軽視し、中長期的に見て当グループの企業価値を毀損するおそれのある提案がなされる場合も想定されます。

当社取締役会は、株主共同の利益及び中長期的な企業価値を保全する観点から、このような提案を行う者は当社の経営を支配する者として不適当であると認識しており、当該提案を受けた場合、適宜適切な対応を行ってまいり所存であります。

本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

本プラン導入の目的

本プランは、上記に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものであります。

当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保すること及び大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われるに当たり、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保する目的から、当社取締役会が定める大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社が取りうる対抗措置から構成されております。当社取締役会は、大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定め、必要に応じて新株予約権の無償割当て等による対抗措置を決議いたします。

また、当社は、当社取締役会による判断の客観性を担保する観点から、当社と独立した立場にある社外取締役及び社外の有識者で構成される独立委員会を設置することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非を決定するものいたします。

なお、独立委員会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる買付行為に該当するか否かが検討課題となっている場合に対抗措置を発動すべき旨勧告する際、当該対抗措置の発動に関して株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとなっております。

当社取締役会は、対抗措置の発動に関して、独立委員会があらかじめ対抗措置の発動に関して株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる買付行為に該当するか否かが検討課題となっており、かつ、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様を確認することができるものとなっております。

本プランに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが上記の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的としているものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）をすべて充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に導入するものであります。

株主意思を尊重していること

本プランは、平成26年4月25日開催の第56回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

また、一定の場合には、本プランに従った対抗措置の発動の是非について、当社取締役会が株主意思確認総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとなっております。

なお、本プランの有効期間は、平成29年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い変更又は廃止されることとなり、株主の皆様の意向を反映することが可能なものとなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役及び社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様にご開示することとし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

第三者専門家の意見の取得

本プランにおいて独立委員会は、大規模買付者が出現すると、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を受けることができるとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ及び客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能なものとなっております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、商業その他施設事業の手持実績が著しく減少しております。これは、主に前年同四半期に比べ受注高が減少したことに加え、前期以前から繰り越してきた受注案件が売上により減少したためであり、当第3四半期連結累計期間の手持実績は151億48百万円（前年同四半期比30.3%減）であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	187,200,000
計	187,200,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年12月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,424,071	48,424,071	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	48,424,071	48,424,071		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年8月1日～ 平成28年10月31日		48,424,071		4,026,750		4,024,840

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 313,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 48,008,300	480,083	
単元未満株式	普通株式 101,871		
発行済株式総数	48,424,071		
総株主の議決権		480,083	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が9,750株(議決権97個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式62株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社丹青社	東京都港区港南 1 - 2 - 70	313,900		313,900	0.65
計		313,900		313,900	0.65

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年8月1日から平成28年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年2月1日から平成28年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	12,819,355	14,017,578
受取手形・完成工事未収入金等	11,211,748	9,370,572
有価証券	-	1,999,850
未成工事支出金等	8,308,595	7,349,869
その他	1,326,155	972,987
貸倒引当金	16,592	40,723
流動資産合計	33,649,262	33,670,135
固定資産		
有形固定資産	1,124,757	1,028,743
無形固定資産	229,223	196,966
投資その他の資産		
退職給付に係る資産	1,789,122	2,016,669
その他	5,335,385	5,664,238
貸倒引当金	576,987	650,439
投資その他の資産合計	6,547,521	7,030,468
固定資産合計	7,901,502	8,256,178
資産合計	41,550,765	41,926,313
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	9,320,539	9,691,040
短期借入金	861,904	71,142
1年内償還予定の社債	100,000	600,000
未払法人税等	311,447	947,637
未成工事受入金	3,297,644	2,817,324
引当金	1,421,417	632,281
その他	2,233,301	2,383,800
流動負債合計	17,546,255	17,143,226
固定負債		
社債	1,100,000	500,000
長期借入金	100,000	100,000
退職給付に係る負債	21,334	21,890
引当金	77,460	73,636
その他	1,282,962	1,182,093
固定負債合計	2,581,757	1,877,620
負債合計	20,128,013	19,020,846
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,026,750	4,026,750
資本剰余金	4,024,974	4,024,974
利益剰余金	12,561,112	14,112,729
自己株式	75,274	75,858
株主資本合計	20,537,562	22,088,596
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,068,558	949,391
繰延ヘッジ損益	6,157	7,864
為替換算調整勘定	62,952	78,804
退職給付に係る調整累計額	252,479	203,460
その他の包括利益累計額合計	885,189	816,870
純資産合計	21,422,751	22,905,466
負債純資産合計	41,550,765	41,926,313

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年10月31日)
売上高	48,164,195	54,927,347
売上原価	39,469,752	45,217,677
売上総利益	8,694,442	9,709,669
販売費及び一般管理費	6,236,872	5,989,412
営業利益	2,457,569	3,720,257
営業外収益		
保険配当金	53,864	40,324
仕入割引	42,153	41,073
その他	91,851	102,177
営業外収益合計	187,869	183,574
営業外費用		
支払利息	22,467	13,775
為替差損	462	17,350
本社移転費用	51,948	-
その他	90,273	17,083
営業外費用合計	165,151	48,209
経常利益	2,480,287	3,855,623
特別利益		
固定資産売却益	3,727,746	-
投資有価証券売却益	547	16,478
その他	34,214	-
特別利益合計	3,762,508	16,478
特別損失		
投資有価証券売却損	-	1,063
投資有価証券評価損	-	244
ゴルフ会員権評価損	4,300	450
特別損失合計	4,300	1,757
税金等調整前四半期純利益	6,238,496	3,870,344
法人税、住民税及び事業税	383,680	1,218,241
法人税等調整額	1,981,830	138,275
法人税等合計	2,365,511	1,356,516
四半期純利益	3,872,984	2,513,827
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,872,984	2,513,827

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年10月31日)
四半期純利益	3,872,984	2,513,827
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	326,713	119,167
繰延ヘッジ損益	17,240	14,022
為替換算調整勘定	7,174	15,851
退職給付に係る調整額	41,454	48,106
持分法適用会社に対する持分相当額	659	912
その他の包括利益合計	344,411	68,319
四半期包括利益	4,217,395	2,445,508
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,217,395	2,445,508

【注記事項】

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第2四半期連結会計期間から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務(保証債務)は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年10月31日)
㈱サード	1,370千円	311千円

(注) 同社のリース及びレンタル取引に係る免責的債務引受契約に基づく同社の一切の債務を保証しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成してありません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年10月31日)
減価償却費	388,672千円	236,792千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成27年2月1日至平成27年10月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年4月24日 定時株主総会	普通株式	224,540	7.00	平成27年1月31日	平成27年4月27日	利益剰余金
平成27年9月8日 取締役会	普通株式	256,616	8.00	平成27年7月31日	平成27年10月6日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年2月1日至平成28年10月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年4月26日 定時株主総会	普通株式	481,107	10.00	平成28年1月31日	平成28年4月27日	利益剰余金
平成28年9月9日 取締役会	普通株式	481,101	10.00	平成28年7月31日	平成28年10月4日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成27年2月1日至平成27年10月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	商業その他 施設事業	チェーン ストア事業	文化施設 事業	計				
売上高								
(1)外部顧客への 売上高	29,280,336	10,862,610	7,443,633	47,586,580	577,614	48,164,195	-	48,164,195
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	1,760,803	1,760,803	1,760,803	-
計	29,280,336	10,862,610	7,443,633	47,586,580	2,338,417	49,924,998	1,760,803	48,164,195
セグメント利益	1,587,239	398,330	232,342	2,217,912	236,457	2,454,370	3,198	2,457,569

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商業施設の運営・管理、事務機器等のレンタル・販売、労働者の派遣、不動産の賃貸・管理等の事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額3,198千円は、セグメント間取引消去額であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成28年2月1日至平成28年10月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	商業その他 施設事業	チェーン ストア事業	文化施設 事業	計				
売上高								
(1)外部顧客への 売上高	32,544,685	13,337,528	8,604,561	54,486,775	440,572	54,927,347	-	54,927,347
(2)セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	1,699,205	1,699,205	1,699,205	-
計	32,544,685	13,337,528	8,604,561	54,486,775	2,139,777	56,626,552	1,699,205	54,927,347
セグメント利益	1,756,066	1,025,597	772,480	3,554,144	148,493	3,702,637	17,619	3,720,257

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商業施設の運営・管理、事務機器等のレンタル・販売、労働者の派遣等の事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額17,619千円は、セグメント間取引消去額であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、第2四半期連結会計期間から「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更に伴う、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益への影響は軽微であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 2月 1日 至 平成27年10月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成28年 2月 1日 至 平成28年10月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	80.49	52.25
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	3,872,984	2,513,827
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	3,872,984	2,513,827
普通株式の期中平均株式数 (株)	48,114,634	48,110,350

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 当社は、平成27年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき1.5株の割合をもって株式分割を行っております。なお、1 株当たり四半期純利益金額については、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成28年 9 月 9 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 配当金の総額.....481,101千円
(2) 1 株当たりの金額.....10.00円
(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成28年10月 4 日

(注) 平成28年 7 月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年12月5日

株式会社丹青社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 井 新太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 健 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丹青社の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年8月1日から平成28年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年2月1日から平成28年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丹青社及び連結子会社の平成28年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。